

新型コロナワクチン予防接種を希望される方へ

新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルスによって起きる感染症です。呼吸器感染症のため、症状は発熱・咽頭痛・咳などが中心となります。潜伏期間はオミクロン株になってからは2～3日と短く、感染経路としては飛沫感染が中心ですが、閉鎖空間でのエアロゾル感染(空気中の微小粒子による感染)などがあります。

新型コロナワクチンの有効性

新型コロナワクチンの接種による効果としては、発症予防や重症化予防が報告されています。既感染者でも再感染する可能性はあり、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。また、重症化予防効果は発症予防効果よりも高いことが確認されています。コロナ予防接種は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、定期予防接種(B類)に位置付けられています。

接種対象者

- ① 65歳以上の方(接種日時点で)
- ② 60～64歳(接種日時点)までの方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能の障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。(身体障害者手帳1級程度の上記内臓疾患の者、肢体不自由は除く)

接種回数 1回のみ(接種期間内において)

《予防接種を受ける前に》

新型コロナワクチン予防接種を受けることの義務はなく、本人が希望する場合のみの接種です。気になることやわからないことがあれば、接種を受ける前に医師に確認をしてください。医師から説明を聞き、理解したうえで「接種する」「接種しない」の判断をしてください。

《予防接種を受けることができない方》

- ① 接種当日、明らかな発熱がある方(明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指します。)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症がある方(アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状)
- ④ かかりつけの医師に予防接種を受けない方が良いと言われた方

《予防接種を受けるに際し、医師とよく相談をしないといけない方》

- ① 心臓・腎臓・肝臓・血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 過去に他の予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がみられた方
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある方
- ④ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方
- ⑤ 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑥ 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方

《他の予防接種との接種間隔》

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

《予防接種後の副反応》

新型コロナワクチンの主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。その他、心筋炎、心膜炎が現れることがあるため、接種後数日の間に、胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難などの症状が認められた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① 抗凝固剤(血液サラサラの薬)服薬中の方や、血小板減少症または凝固障害のある方が接種された場合、血液が止まりにくいいため、接種後はしっかり圧迫をしてください。
- ② 接種後15～30分は、接種した医療機関で待機し、健康状態に異常を感じた場合、速やかに医師に連絡をしてください。
- ③ 注射した部分は清潔を保つようにし、当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしましょう。
- ④ 通常の生活は問題ありませんが、当日の激しい運動や過度の飲酒は控えてください。

《予防接種健康被害救済制度》

定期の予防接種により重篤な健康被害が発生した場合には、予防接種法の規定により発生した健康被害の救済が行われることになっています。住民票のある市町村から福岡県を經由して、厚生労働省へ申請することになります。申請に必要な手続きや流れについて、お住いの市町村予防接種担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 住民票のある市町村へお問い合わせください。

- | | | |
|------------------|---|--------------|
| 飯塚市 健幸保健課 感染症対策室 | ・ | 0948-96-8615 |
| 嘉麻市 健康課 健康推進係 | ・ | 0948-42-7430 |
| 桂川町 健康福祉課 健康推進係 | ・ | 0948-65-0001 |